

お知らせ版

NAKAYAMA TOWN INFORMATION

発行 中山町 〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地
 編集 総務広報課地域情報グループ
 電話 (023)662-2223(直通) FAX (023)662-5176
 joho@town.nakayama.yamagata.jp →
 町公式HP <https://www.town.nakayama.yamagata.jp>
 (「広報なかやま」(毎月15日発行)「お知らせ版」はホームページでもご覧になれます)



2021
 1/1
 令和3年
 No.1368

毎月1・15日発行

その他の配布物

- 県民のあゆみ ● 中山町ひまわり商品券使用期限のお知らせ ● ほんわ館だより(第100号)
- 山形県知事選挙に係る全戸配布チラシ ● 見守る目・育む芽(第43号) ● 中山町高齢者等雪害対策事業について

中山町スポーツ推進計画 後期改定計画(案)に対する パブリックコメント (意見公募)を実施します

※提出・お問い合わせ先
教育課生涯学習G

☎ 6622・2235
 FAX 6622・5440

町では、「スポーツで心豊かな人生と明るい中山町」を基本理念に掲げ、町民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康でいきいきと、明るく元気に生活を送ることができるようにと平成28年4月からの10年間を計画期間とした「中山町スポーツ推進計画」を策定しました。計画の後半期5年間に取り組むべきスポーツ施策を示すため、16歳以上の町民700名を対象にアンケートを実施し、学識経験者やスポーツ関係団体の代表者などで構成される審議会において検討を行い、後期改定計画(案)としてまとめましたので、町民の皆さんからのご意見を募集します。

● 意見の提出方法 持参、郵送、電子メール、FAX

● 意見の募集期間 1月13日(水)～27日(水)

● 計画素案の公表方法 ①町公式ホームページへの掲載 ②各施設での配付(役場総合窓口、保健福祉センター、

中央公民館、なかやま保育園、町立図書館ほんわ館)

● 提出先 〒990-0401 中山町大字長崎6010番地 Eメール: syakyou@town.nakayama.yamagata.jp 町公式ホームページ: <https://www.town.nakayama.yamagata.jp>

除雪用具の貸し出し

※お問い合わせ先

社会福祉協議会(保健福祉センター内)

☎ 6622・4361

高齢者や障がい者など、自力で除排雪ができない世帯や、生活道路などの除排雪作業を行うボランティア団体等に除雪用具の貸し出しを行います。

● 対象 町内会、ボランティア団体、有志ボランティアの方など

● 貸出用具 スノーダンプ、アルミスコップ、ポリカ雪ハネ、ポリカスコップ、ヘルメット、ロープなど

● 事業期間 3月31日(水)まで

● 貸出期間 1回の貸し出しは原則3日以内。ただし、返却日が休日にあたる場合は休日明けの午前中まで。除雪用具貸し出し、および返却は平日の午前8時30分～午後5時15分までの時間帯で受け付けます。

● 費用 無料。ただし、用具の運搬は

各自で行ってください。

● 申請方法 貸出希望日の平日2日前まで申請書を提出してください。申請書は社会福祉協議会にあります。

※除雪ボランティア活動中の傷害保険として、ボランティアの方を対象とした「ボランティア活動保険」(年度間1人あたり350円)を取り扱っています。ご希望の方は、お問い合わせください。

心配ごと相談所を開設します

※お申込み・お問い合わせ先

社会福祉協議会(保健福祉センター内)

☎ 6622・4361

あなたのお悩み、心配ごとなどを相談員に気軽に相談してください。民生委員または人権擁護委員が相談に応じます。

● 日時 1月13日(水)

午後1時30分～4時

● 場所 保健福祉センター2階会議室

※電話での相談も受け付けます。
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁前の検温、マスクの着用、来庁時の手指消毒にご協力ください。また、発熱や風邪などの症状がある場合は来庁をご遠慮ください。

山形県知事選挙

1月24日（日）投票日

■投票日に町内で投票できる方

次の2つの条件にあてはまる方が、町内で投票できます。

- ①投票日現在で満18歳以上の方（平成15年1月25日までに生まれた方）
- ②令和2年10月6日までに中山町に住民登録された方

※なお、投票日までに中山町から県外に転出した方は投票できません。10月7日以降に県内の他市町村に住所を移した方は、いずれかの市町村の選挙管理委員会が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示することにより投票することができます。また、令和2年10月7日以降に山形県内の他市町村から中山町に転入した方は、前住所地で投票することができます。

■期日前投票制度をご利用ください

選挙の投票日当日（1月24日）、仕事や私用のため投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票をすることができます（期日前投票時点において、まだ18歳になっていない方等については、不在者投票の手続きにより投票することになります）。

- 期 間 1月8日（金）～23日（土）
- 時 間 午前8時30分～午後8時
- 設置場所 役場101・102会議室

※入場券を持参の上、お越しく下さい。入場券の裏面に、「期日前投票宣誓書兼請求書」が印刷されていますので、投票所での滞在時間を短くし、混雑を避けるため、事前の記入をお願いします。なお、入場券が届く前は入場券がなくても選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます（1月9日までに届く予定です）。

■郵便による不在者投票について

郵便による不在者投票を行う場合は、1月20日（水）までに、請求書および郵便等投票証明書を町選挙管理委員会に提出し、投票用紙および投票用封筒を請求してください。郵送でも、直接持参してもどちらでも構いません。選挙期日の告示日前でも請求することができます。

【皆さまへのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。また、入場時の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。
- ・投票所の換気を定期的に行いますので、防寒着のままご入場ください。
- ・ご自身で筆記用具（鉛筆・シャープペンシル）をご持参いただいても構いません。
- ・お並びいただく際は、一定の間隔をあけるようにお願いします。
- ・期日前投票を積極的にご活用ください。スムーズな受付のため、あらかじめ入場券の裏面にある「期日前投票宣誓書兼請求書」のご記入をお願いします。

※投票日が近づくにつれて1日の投票者数は増加し、投票日直前の金曜日と土曜日は、特に混雑が予想されます。また、午前中より午後のほうが比較的すいていますので、混雑を避けてお越しください。

■投票日当日の投票時間は午前7時から午後8時までです

入場券は、世帯ごとに郵送されます。投票所は入場券に記載されていますのでご確認ください。投票区と投票所は次のとおりです。

| 投票区 | 地 区 | 投 票 所 |
|--------|---|------------------------|
| 第1投票区 | 達磨寺全区、向新田 | 達磨寺・向新田地区農村集落多目的共同利用施設 |
| 第2投票区 | 新田町全区、上町、新町、元町、中町、柳町、旭町全区、中原団地、広瀬団地、川端、下川、あおば全区 | 中山町立長崎小学校体育館 |
| 第3投票区 | 桜町全区、北小路、西小路、梅ヶ枝町全区、西町、南小路、いずみ全区 | 中山勤労文化センター |
| 第4投票区 | 三軒屋、落合 | 落合構造改善センター |
| 第5投票区 | 文新田全区 | 文新田生活改善センター |
| 第6投票区 | 金沢全区 | 中山町西部地区公民館 |
| 第7投票区 | 柳沢全区、中山ひまわり荘 | 柳沢集落センター |
| 第8投票区 | 土橋全区 | 豊田地区農業集落多目的集会施設 |
| 第9投票区 | 岡全区 | 中山町岡地区文化交流センター |
| 第10投票区 | 小塩全区 | 小塩構造改善センター |

■開票は即日 午後9時から

開票は、1月24日午後9時から中央公民館大ホールで行います。会場では、開票状況を午後9時30分から30分おきに速報する予定です。

※お問い合わせ先 **選挙管理委員会事務局（中山町役場総務広報課内）**
 〒990-0492 中山町大字長崎120番地
 ☎662-2111 FAX662-5176

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業者向け補助事業のご案内

| 補助等名称 | 概 要 | 交付額 | 申請期限 |
|-----------------------|---|---------------------|---------|
| 新・生活様式対応支援補助金 | 町内中小企業等が、コロナ禍における新しい生活様式に対応するための、間仕切り・空気清浄機等の機械装置購入費、情報システム導入費、衛生用品購入費、改修工事等の業務委託料など、町内事業所の環境整備に要する費用を補助します。 | 2万円～20万円 | 1月15日 |
| 中小企業者オンライン化促進支援事業費補助金 | 在宅勤務やWeb会議・商談会等を行うテレワーク環境を整備することで、職場環境の改善に取り組もうとする町内事業者の機器・ソフトウェア購入費、委託料、賃借料、利用料等を補助します。 | 100万円まで (補助率2/3) | 1月15日 |
| 産業持続化支援金 | 2020年1月～12月のいずれかの月において2019年同月比30%以上の売上減少があった町内の商工業者・農業者に経営持続のための支援金を交付します。 ※白色申告を行う農業者の場合は、2019年と2020年1年間の売上げを比較し、30%以上減少している場合に対象となります。 | 10万円 (定額) | 2月26日 |
| 地元宿泊支援事業補助金 | 町内で宿泊業を運営する者が、町民の宿泊利用時（1月31日宿泊まで）に宿泊費の割引を行った場合に、割引額分を補助します。 | 1人1泊 3,000円まで | 2月26日 |
| 雇用安定化事業補助金 | 町内事業者が、雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症関係）等の交付申請を社会保険労務士に委託した場合の手数料を補助します。 | 20万円まで | 別に指定する日 |

※詳しい事業内容、交付要件および申請手続等については、町公式ホームページに掲載しています。

※交付額が予算額に達した場合、期限前でも交付申請の受付を終了します。

【申請書の送付・お問い合わせ先】

〒990-0492 中山町大字長崎120番地 中山町産業振興課産業振興G ☎662-2114

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の特例措置

新型コロナウイルス感染症の経済対策の一環として、固定資産税について以下の軽減・特例措置が講じられることとなりました。

1 収入が減少している中小事業者等に対する令和3年度固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、収入の減少割合に応じて固定資産税の課税標準額の軽減を受けることができます。

(注) 軽減措置を受けるには必ず認定経営革新等支援機関等の確認印がある申告書が必要です。

(1) 対象要件

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計が、前年の同時期に比べて30%以上減少している中小事業者等であること（性風俗関連特殊営業を営んでいる事業者等を除く）。

[中小事業者等とは]

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主

(2) 対象資産

事業用家屋および償却資産

(3) 特例適用期間

令和3年度の1年分に限る。

(4) 軽減率

| 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計を前年の同時期と比較した際の減少率 | 軽減率 |
|--|----------|
| 30%以上50%未満の減少 | 1 / 2 軽減 |
| 50%以上の減少 | 全額免除 |

(5) 提出書類

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた以下の書類を提出してください。

- ① 軽減申告書（※認定経営革新等支援機関等の確認印があるもの）
- ② 特例対象資産一覧表（詳細は、町公式ホームページを参照してください。）
- ③ 事業収入が減少したことを証する書類（会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳表等）
- ④ 特例対象家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書、収支内訳表等）

■ 関連リンク

○ 制度内容および適用手続き等の詳細については、

「中小企業庁のホームページ：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>」
をご参照ください。

○ 金融機関を除く認定経営革新等支援機関は、

「中小企業庁の認定経営革新等支援機関検索システム：https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea」で検索いただけます。

○ 金融機関である認定経営革新等支援機関は、

「金融庁のホームページ：<https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>」で一覧をご覧ください。

2 生産性向上特別措置法に係る固定資産税の特例措置の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、一定の事業用家屋および構築物も特例の適用対象に追加されました。

(1) 対象要件

- ① 中山町産業振興課から先端設備等導入計画の認定を受けていること。
- ② 中小事業者等であること。

(2) 対象資産

| 種 類 | 取得価格 | 販売開始時期 |
|---------|---------|--------|
| 機械および装置 | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工 具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器 具 備 品 | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物付帯設備 | 60万円以上 | 14年以内 |
| 構 築 物 | 120万円以上 | 14年以内 |
| 事業用家屋 | 120万円以上 | — |

(注)

- ① 事業用家屋については、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること。
- ② 新品で取得した資産であること（中古資産は特例の対象外です）。
- ③ 構築物、事業用家屋については令和2年4月30日以降に取得したものに限ります。

(3) 特例適用期間および軽減率

課税されることとなった年度から3年間、固定資産税の課税標準額が“0”となります。

(4) 提出書類

- ① 特例申告書
- ② 令和3年度償却資産申告書および種類別明細書
- ③ 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）
- ④ 先端設備導入計画の認定書（写）
- ⑤ 工業会等による仕様等証明書（写）
- ⑥ 事業用家屋の場合 取得価格が120万円以上であることを証する書類（領収書等）および取得価格300万円以上の先端設備等を稼働させるための家屋であることを証する書類

※リース資産についても特例の対象となる場合があります。詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

■ 軽減・特例の申告期限 **2月1日（月）まで（期限厳守）**

■ 申告書の提出先 **住民税務課税務G**

■ 各種申告書等の様式は、上記の担当窓口にお越しいただくか、町公式ホームページからダウンロードしてください。

■ 関連リンク

○制度内容および適用手続き等の詳細については、
「中小企業庁のホームページ：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501zeisei.html>」
をご参照ください。

【お問い合わせ先】

《先端設備等導入計画について》

産業振興課（役場1階） ☎662-2114

《上記以外について》

住民税務課税務G（役場1階5番窓口） ☎662-2112

第6次中山町総合計画（素案）に対する パブリック・コメント（意見公募）を実施します

町では、令和3年度から10年間の計画期間とする「第6次中山町総合計画」の策定を進めています。総合計画とは、まちづくりのすべての分野を対象とした総合的な計画として最も上位に位置付けられるものであり、総合的かつ計画的な自治体経営・地域経営を進めていく上での基本的な指針となるものです。

令和元年度より策定に向けた取り組みに着手し、施策評価、住民アンケート、まちづくりワークショップなどを実施するとともに、中山町政策推進会議において審議をいただきながら策定作業を進め、このたび第6次中山町総合計画（素案）を作成しました。

つきましては、この計画案に対する町民の皆さんからのご意見を募集します。

いただいたご意見等により、必要な見直しを行うとともに、令和3年3月の策定に向けた取り組みを進めていきます。

なお、このパブリック・コメントは、中山町パブリック・コメント手続実施要綱に基づき行うものです。

| | |
|-----------|--|
| 計画案の名称 | 第6次中山町総合計画（素案） 【①基本構想（素案）、②基本計画（素案）、③総合戦略（素案）】 |
| 案の公表方法 | 次の方法により公表します。 ①町公式ホームページへの掲載 ②次の各施設での配付 ・役場1階総合窓口 ・中央公民館窓口 ・町立図書館ほんわ館 ・保健福祉センター窓口 ・なかやま保育園 ・総合体育館 |
| 応募資格 | 次の①～④のいずれかに該当する方 ①中山町の区域内に住所がある方 ②中山町の区域内に事業所（事務所を含む。以下同じ）がある方や法人、団体 ③中山町の区域内にある事業所に勤務する方 ④①から③までに掲げる方のほか、パブリック・コメント手続きに係る計画案に利害関係を有すると認められる方 |
| 意見提出期間 | 1月4日（月）～2月1日（月） |
| 意見提出方法 | (1) 提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。 ①役場総合政策課または計画案の配付場所（窓口）への書面提出 ②郵送 ③ファックス ④町公式ホームページ内の入力フォームへの投稿 ※電話による意見の受け付けはいたしません。 (2) 記載事項 意見のほか、次の事項を必ず記載してください。 ①第6次中山町総合計画（素案）への意見であること ②氏名（法人・団体の場合は、その名称および代表者氏名） ③住所 ④電話番号 (3) 意見書書式 意見書の書式は自由ですが、(2)の記載事項を必ず記載してください。 |
| 意見提出先 | ①直接提出する場合 役場2階総合政策課または計画案の配付場所（窓口）への書面提出 ②郵送の場合 〒990-0492 中山町大字長崎120番地 中山町総合政策課政策企画G宛 ③ファックスの場合 FAX023-662-5176 ④町公式ホームページ内の入力フォームから https://www.town.nakayama.yamagata.jp/ |
| 意見提出の留意事項 | ①意見を提出された方の氏名、住所および電話番号はご意見の内容に不明な点があった場合などに使用するもので、パブリック・コメントの目的以外には使用せず、公表もしません。 ②意見等に対する考え方、対応等の個別の回答はしません。ただし、意見等内容の全部または一部とそれに対する町の考え方などを町公式ホームページで公表する予定です。 |
| お問い合わせ先 | 総合政策課政策企画G ☎662-4271 |

小型除雪機の貸し出しについて

高齢者、障がい者など自力で除排雪ができない世帯や生活道路などの除排雪作業を行うボランティア団体等に対し、町が保有する小型除雪機の貸し出しを行います。

| | |
|---------------|---|
| 貸出先 | 町内会、消防団、ボランティア団体など |
| 貸出機械 および歩板 | ・小型除雪機（ハンドガイド式）11.8馬力級 ・アルミ歩板 一式 |
| 貸出期間 | 1回の貸し出しは原則2日以内 (休日中の貸し出しは休日前の夕方～休日明けの朝まで) |
| 費用 | 貸出料は無料です。ただし、燃料費、傷害保険料および賠償保険料、除雪機の運搬経費は貸し出しを受ける団体等の負担となります。 |
| 条件 | 1. 除雪機を操作する人は、傷害保険および賠償保険に加入しなければなりません（社会福祉協議会のボランティア保険への加入が可能な場合は加入手続きをお願いします）。 2. 除雪機の操作経験者がいることが望ましいこととします。 |
| 申請方法 | 貸し出し希望日の平日2日前までに、申請書を健康福祉課に提出してください（申請書は健康福祉課にあります）。 |
| 注意事項 | 除雪機の貸し出しおよび返却は、平日の午前8時30分～午後5時15分までの時間帯でお願いします。 |
| お問い合わせ先 | 健康福祉課福祉子育て支援G ☎662-2673 |

雪害事故防止強化月間

1月8日（金）～2月7日（日）は、「雪害事故防止強化月間」です。

雪による事故被害の原因でもっとも多いのは、自宅など建物の屋根の雪下ろし作業中の事故です。特に高齢者の方が事故に遭うケースが多くなっています。

次のポイントに注意して、雪下ろし作業は安全に行いましょう。

～安全な雪下ろし作業『8つのポイント』～

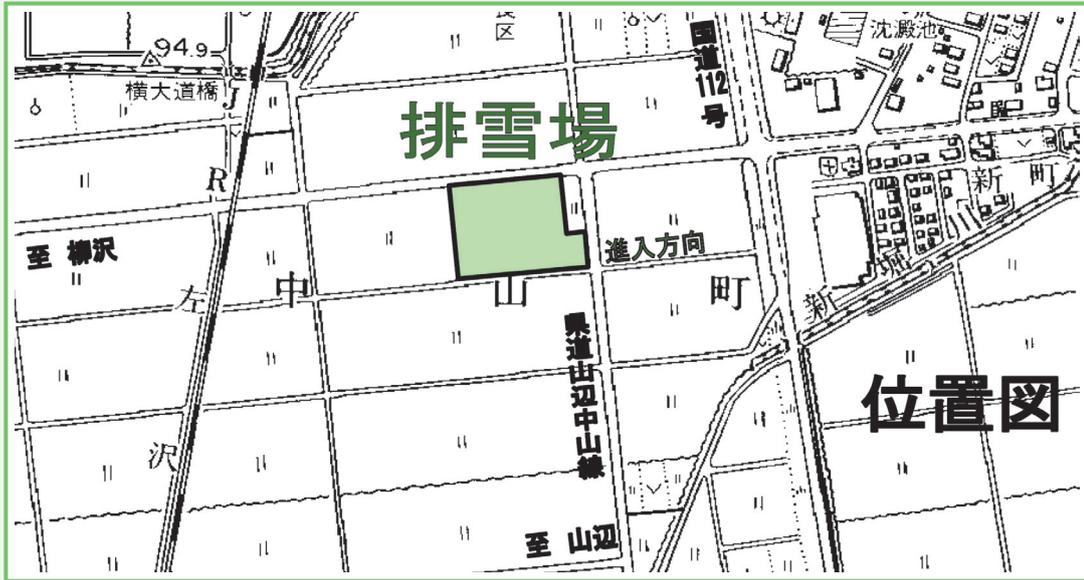
- ①気温が高い時は屋根の雪のゆるみに注意！
- ②ヘルメットを着用し安全な服装で作業しましょう！
- ③転落防止のため命綱を使いましょう！
- ④はしごはしっかり固定しましょう！（足元も先端も。角度は75度に。）
- ⑤使いやすい除雪道具を使いましょう！
- ⑥2人以上で作業しましょう！（携帯電話も持ちましょう。）
- ⑦無理な作業はやめましょう！（準備運動を忘れずに、休憩をとりながら。）
- ⑧足場は特に注意！（軒先は危険です。足場は慎重に。）

また、除雪機での作業も十分注意しましょう。

排雪場を開設しています

下記に留意の上、ご利用ください。

- ◆運び込む雪には土砂やごみなどを混入させないでください。
- ◆入り口付近に雪を置かれると、後から来た車が入れませんので、奥から置いてください。
- ◆運び込む雪は町内の雪に限ります。



※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116

消防出初式について

※お問い合わせ先

総務広報課危機管理G

☎662・4899

1月10日(日)に開催を予定していた令和3年中山町消防出初式ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催を中止します。

新春町民囲碁・将棋大会について

※お問い合わせ先

中央公民館 ☎662・2235

1月23日(土)に開催を予定していた新春町民囲碁・将棋大会ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催を中止します。

女性まつりについて

※お問い合わせ先

女性団体連絡協議会事務局

(中央公民館内) ☎662・2235

2月11日(木・祝)に開催を予定していた女性まつりですが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催を中止します(健康相談・包丁研ぎ含む)。なお、女性団体連絡協議会会員が製作した作品およびだんご木を、2月5日(金)～15日(月)の期間、中央公民館のロビーに展示します。

初市の開催について

※お問い合わせ先

町観光協会

☎662・2114

令和3年の初市は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催を中止します。

「創業セミナー」のご案内

※お問い合わせ先

産業振興課産業振興G

☎662・2114

創業をお考えの方、創業して間もない方を対象に、創業に必要な心構えやビジネスプランの作成方法などが身につく「創業セミナー」を開催します。

●日時 1月23日(土)・30日(土)、2月6日(土) 全日午後1時15分～6時15分

●場所 寒河江市技術交流プラザ

●定員 10名

●受講料 無料

●申込締切 1月21日(木)

●申込先 寒河江市商工推進課創業支援担当 (☎0237・85・1492)

固定資産税（償却資産）の申告をお忘れなく

令和3年1月1日現在で中山町内に償却資産を所有している個人および法人の方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、償却資産の“申告”をする義務があります。

町では償却資産を所有する方および町内の事業所等に、償却資産の申告に係る書類一式を送付しましたので、「申告の手引き」を参照の上、記入し、下記の申告期限までに必ず提出されるようお願いいたします。

なお、申告が必要な方で「申告書」が送付されなかった場合など申告についてご不明な点は、下記担当までご連絡ください。

(1) 償却資産の種類と具体例

以下の事業用資産は、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

| 資産の種類 | 資産の例（一部抜粋） |
|---------------------|--|
| ① 構 築 物 | 舗装路面、広告塔、門、煙突、その他土地に定着する土木設備など |
| ② 機 械 お よ び 装 置 | 電気機械、印刷機械、コンベアー、加工修理等に使用する機械および装置など |
| ③ 船 舶 | 各種の海上および水上運搬具、ボート、貨物船、客船など |
| ④ 航 空 機 | 人または物を搭載して航空の用に供することができる機器、飛行機、ヘリコプター、グライダーなど |
| ⑤ 車 両 お よ び 運 搬 具 | フォークリフト等の特殊自動車など（自動車税、軽自動車税種別割の課税対象となっているものは除く。） |
| ⑥ 工 具、器 具 お よ び 備 品 | レジスター、応接セット、陳列ケース、テレビ、測定工具、ロッカーなど |

■ 虚偽の申告をしたり、正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第385条、第386条および中山町町税条例第75条の規定により懲役・罰金刑が科されることがあります。

■ 前年度まで申告している資産に異動がない場合や町内に資産がすでにない場合は、事業の廃止や休止の場合でも必ずその旨を申告してください。

(2) 申告期間 1月4日（月）～2月1日（月）まで（期限厳守）

期限間近になると窓口が混み合いますので、1月19日（火）までの申告書提出にご協力ください。

(3) 申告書の提出先

※お問い合わせ先 〒990-0492
東村山郡中山町大字長崎120番地
中山町役場 住民税務課税務G（役場1階5番窓口）（郵送可）
☎662-2112（直通）

冬の道路はとっても滑ります！！

急 ブレーキ
急 ハンドル
急 加速
急 発進



急 のつく運転操作は
スリップの原因です！
冬道の運転は、時間と心にゆとりを持って、安全運転を心がけましょう。

特にこんな所が危険です

- ・日かげ
- ・トンネルの出入口
- ・ゆるい下り坂、ゆるいカーブ
- ・橋
- ・交差点の中や手前
- ・黒っぽく見える道路
(ブラックアイスバーン)

山形市男女共同参画センター ファアラをご利用ください

※お申込み・お問い合わせ先

山形市男女共同参画センターファアラ
☎645・8077

「ファアラ相談室のご案内」

☆費用は無料。事前予約が必要ですが

■一般相談

女性カウンセラーによる心の悩み相談。

●曜日と時間

- ▼月・水曜日：午後2時～7時
- ▼火・金曜日：午前9時～正午
- ▼木・土曜日：午前9時～午後1時
- ▼日曜日：午後2時～5時

■法律相談

弁護士による法律に関わる悩み相談。
(予約は1月4日から受け付けます)。

●日時 毎月第2・3・4金曜日

- (1)午後4時10分～4時30分
- (2)午後4時40分～5時
- (3)午後5時10分～5時30分
- (4)午後5時40分～6時

※法律相談のご利用は1人につき年度内に1回のみ。

「ファアライベント情報」

■女性人材養成講座「ファアラ大学」

公開講座 SDGsとは？社会課題と私たちの関係性、SDGsの概要から実際の取組方法まで

●日時 1月12日(火)

午前10時～正午

●場所 山形市男女共同参画センター

5階 視聴覚室

●講師 (株)CSRインテグレーション

代表取締役 今田裕美氏

●定員 先着15名

●費用 無料

●持ち物 筆記用具

いのちを守り、生き方セルフプロデュース！～日常と防災にまつわる話～

●日時 2月14日(日)

午後1時～3時

●場所 山形市男女共同参画センター

5階 視聴覚室

●講師 犯罪被害相談員 片山枝美氏

●定員 先着30名

●費用 無料

●持ち物 筆記用具

行政相談を ご利用ください

※お問い合わせ先

総務広報課庶務G

☎662・2111

行政相談委員は、総務大臣が委嘱する民間有識者です。行政に関する困りごとや意見・要望等がありましたら、行政相談委員にご相談ください。医療保険・年金から雇用、運輸、道路行政

など多岐にわたる内容を受け付けています。相談は無料・秘密厳守です。予約不要ですので当日会場へお越しください。

●日時 1月13日(水)午前10時～正午

●場所 中央公民館1階 第1研修室

●相談委員 黒沼裕一氏

(中山町担当行政相談委員)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場前の検温、マスクの着用、来場時の手指消毒にご協力ください。また、発熱や風邪などの症状がある場合は来場をご遠慮ください。

やまがた緑環境税を活用 して地域の森づくり活動 をしてみませんか

※お問い合わせ先

産業振興課産業振興G

☎662・2063

村山総合支庁森林整備課森づくり推進室

☎621・8248

やまがた緑環境税で支援する県民参加による森づくり活動を募集します。

●募集期間

1月4日(月)～2月4日(木)

●上限額 1団体あたり50万円

※事業の実施については、令和3年度の予算成立が前提となります。

家畜を飼っている方へ

※お問い合わせ先

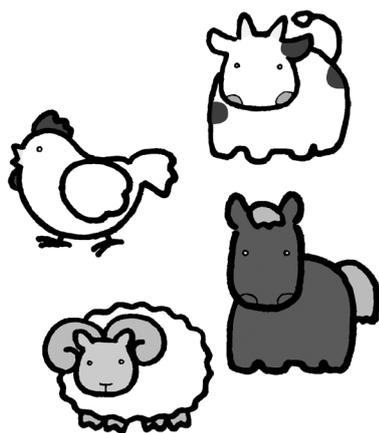
山形県中央家畜保健衛生所

☎686・4410

FAX686・5715

家畜を1頭(羽)でも飼っている方は、毎年2月1日現在の飼育頭羽数などを県に報告する必要があります。前年に報告された方には1月末に用紙が届きますので、頭羽数等に変更がある場合は修正の上、2月12日(金)までに中央家畜保健衛生所へ郵送またはFAXで送付してください。新たに飼育を始めた方や飼育しているのに用紙が届かない方は、お問い合わせください。

●対象となる家畜の種類 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬(ポニー含む)、豚(ミニ豚含む)、猪、鶏(烏骨鶏、チャボ含む)、うずら、あひる(カモ含む)、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥



.....踏切事故にご注意ください.....

積雪や路面凍結により、踏切事故の発生が懸念されます。踏切を走行する際は以下の点にご注意ください。

1. 踏切の手前では、必ず一旦停止し、安全を確認してから渡ってください。
特に、冬季間は路面凍結によるスリップに備え、踏切手前では十分に減速しましょう。
また、積雪等により踏切が確認しにくい場合があります。誤って線路に進入しないよう、はっきり確認してから通行してください。
2. 警報機が鳴ったら、踏切内への無理な進入はやめてください。
3. 踏切の中に閉じ込められた場合は、そのままゆっくり車を前進させてください。
(遮断棒は、車で押せば前方に跳ね上がります。)
4. 踏切内で動けなくなった場合(脱輪等)は、まず列車を止めてください。
 - ・非常ボタンがある時は、カバーの上から強く押してください。信号機が作動し、列車に異常を知らせます。
 - ・非常ボタンがない時は、列車に向かって大きく手を振るなどして危険を知らせてください。発煙筒や赤色の物を使用すると効果的です。
 - ・列車が停止した後、付近の人等の協力を得て脱出してください。
※脱出後は、最寄りの駅に連絡してください。

※お問い合わせ先 山形県踏切道事故防止対策委員会事務局
(山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課) ☎630-2462

消費生活の窓口から 高齢者の窒息事故にご注意を！ ～お正月の餅による窒息に気をつけましょう～

「誤嚥^{ごえん}等の不慮の窒息」による事故は、高齢者の「不慮の事故」の中で最も死亡者数が多く、お正月(年始)は餅による窒息事故が多発するため、注意が必要です。高齢者の方本人だけでなく、家族など周りも一緒に注意しましょう。※詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。

【アドバイス】

- ◆餅は調理の段階で、食べやすい大きさに小さく切っておきましょう。
- ◆餅を食べる前に、先にお茶や汁物を飲んで喉を潤しておきましょう。
- ◆万が一、窒息事故が起きてしまった場合は、救急へ通報(119番)を行い、速やかに異物除去の応急手当を行いましょう。

※ご相談・お問い合わせ先 中山町消費生活相談窓口(住民税務課住民G内) ☎662-2593

●その他団体等のお知らせ●

- ①お問い合わせ先
- ②とき
- ③ところ
- ④内容
- ⑤対象・定員
- ⑥費用
- ⑦申込方法
- ⑧その他

「村山保健所主催」

「ひきこもり」について学ぶ会

- ①村山保健所(☎627・1184 / FAX627・1126)
 - ②2月5日(金) 午後2時～3時30分
 - ③村山総合支庁西村山地域振興局101会議室
 - ④講話「ひきこもり」からの回復をめざして「家族の関わり方を知ろう」/講師 かみやま病院 公認心理師・臨床心理士
 - ⑥無料
 - ⑦1月29日(金)まで電話
- またはFAXでお申し込みください(FAXの場合は申込書が必要となります。まずはお問い合わせください)。
- ⑧学ぶ会終了後、希望者には保健師による個別相談を実施(30分程度・予約制)

1月の日曜当番医 午前9時～正午

| | | | |
|----------|-----------------|----------|----------------|
| 1月10日(日) | 中山診療所 ☎662-5011 | 1月24日(日) | 秋葉医院 ☎663-1000 |
|----------|-----------------|----------|----------------|

※日曜・祝日・年末年始の急病時は、山形市休日夜間診療所(山形市香澄町2-9-39 ☎635-9955)も利用できます。

二種混合(ジフテリア・破傷風)／日本脳炎の申込受付について 令和3年2月に接種を希望する方

- 申込期間 1月1日(金)～1月10日(日)
- 対象 二種混合…平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ
日本脳炎1期(初回・追加)…平成13年2月2日～平成19年4月1日生まれで未接種の方
日本脳炎2期…平成13年2月2日～平成15年4月1日生まれで未接種の方
- 次のいずれかの方法で申込票をお届けください。申し込み後、連絡はいきません。令和3年2月1日から希望した医療機関で接種を受けてください(町外医療機関を希望した場合は接種券を郵送しますので届いたら医療機関に予約をいれてください)。
 - ①郵送(〒990-0406 中山町大字柳沢2336-1 健康づくりG宛)
 - ②保健福祉センター窓口へ来所。土・日曜日等、時間外は保健福祉センターの郵便受けに入れてください。
 - ③役場総合窓口へ来所。火曜日・木曜日は午後7時まで可能です。

※BCG、4種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、日本脳炎(3歳・4歳・9歳)、麻しん風しん1期・2期、水痘は町内医療機関に直接申し込んでください(ただし、町外医療機関希望の場合は健康づくりGに申込票をお届けください。接種券を郵送しますので、届いたら医療機関に予約をいれてください)。

高齢者・妊婦および小児インフルエンザ予防接種について

接種期限が令和3年1月31日までとなっています。医療機関に申し込まれている方は、お早めに受けるようにしてください(詳しい内容については、お知らせ版10月1日号または町公式ホームページでご確認ください)。

冬季に多い「感染性胃腸炎」、「インフルエンザ」に注意しましょう

【感染性胃腸炎】

- ◆調理や食事前、用便後、おむつ交換時など、石けんでこまめな手洗いを心がけましょう。
- ◆加熱が必要な食品は中心部までしっかりと加熱(85℃で1分以上)しましょう。

【インフルエンザ】

基本的な対策は新型コロナウイルス感染症の予防と同じです。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行を避けるため、以下のことに気を付けましょう。

◆感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保(人との間隔は1～2m以上空けましょう)
- ②マスクの着用(人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくても着用しましょう)
- ③こまめな手洗い(手指消毒薬の使用も可)

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、より厳重な体調管理を心がけてください。

- ◆お知らせ版10月1日号8ページ「新しい生活様式」の実践例もあわせてご覧ください。

まちのカレンダー



1月

…町関係
 …教育委員会関係
 …保健関係
 …子育て支援センター関係
…なかやま健幸くらぶ関係
…その他

※各事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更になる場合があります。

| | | | |
|------|---|-------|---|
| 1 金 | ☽ 元日 <input checked="" type="checkbox"/> 中山町民交通安全行動の日 <input checked="" type="checkbox"/> ごみ収集休み (3日まで) | 17 日 | ●いきいきタイム (総合体育館) |
| 2 土 | | 18 月 | <input type="checkbox"/> ほんわ館・総合体育館休館日 <input type="checkbox"/> ひまわり温泉ゆ・ら・ら休館日 |
| 3 日 | | 19 火 | |
| 4 月 | <input type="checkbox"/> ほんわ館・総合体育館休館日 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 (3期)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 (6期) 納期限 | 20 水 | ●いきいきタイム (総合体育館) |
| 5 火 | | 21 木 | |
| 6 水 | <input type="checkbox"/> 中山中学校・長崎小学校・豊田小学校始業式 <input checked="" type="checkbox"/> 1歳6か月児健診 ●いきいきタイム (総合体育館) | 22 金 | |
| 7 木 | | 23 土 | |
| 8 金 | | 24 日 | <input checked="" type="checkbox"/> 山形県知事選挙 ●いきいきタイム (中央公民館) |
| 9 土 | | 25 月 | <input type="checkbox"/> ほんわ館・総合体育館・勤労文化センター休館日 |
| 10 日 | ●いきいきタイム (総合体育館) | 26 火 | <input checked="" type="checkbox"/> 母子手帳交付 <input checked="" type="checkbox"/> 定期健康相談 <input checked="" type="checkbox"/> 育児相談 (予約制) |
| 11 月 | ☽ 成人の日 <input type="checkbox"/> 勤労文化センター休館日 | 27 水 | <input checked="" type="checkbox"/> 乳児健診 ●いきいきタイム (総合体育館) <input type="checkbox"/> 心配ごと法律相談 |
| 12 火 | <input type="checkbox"/> ほんわ館・総合体育館休館日 <input checked="" type="checkbox"/> 母子手帳交付 <input checked="" type="checkbox"/> 定期健康相談 | 28 木 | |
| 13 水 | ●いきいきタイム (総合体育館) <input type="checkbox"/> 心配ごと相談所 <input checked="" type="checkbox"/> 行政相談 | 29 金 | |
| 14 木 | ◆乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診 | 30 土 | |
| 15 金 | <input checked="" type="checkbox"/> 中山町民交通安全行動の日 粗大ごみ (申込制) | 31 日 | ●いきいきタイム (総合体育館) |
| 16 土 | <input type="checkbox"/> ほんわ館おはなし会 | 2/1 月 | <input checked="" type="checkbox"/> 中山町民交通安全行動の日 <input checked="" type="checkbox"/> 町県民税 (4期)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 (7期) 納期限 <input type="checkbox"/> ほんわ館・総合体育館休館日 |

※行事や日曜当番医院は変更になる場合がありますので、お知らせ版をよくご覧になってください。
 ※ペットボトルは捨てる前に中をすすぎ、キャップとラベルを取り、それぞれ素材ごとに分別しましょう。
 【1月11日 (月) は祝日ですが、もやせるごみ、ペットボトルの収集をします (該当地区のみ)】

| 地区名 | ペットボトル | もやせるごみ | ビン・カン (資源物) |
|--|------------------------|--------|-------------|
| 達磨寺全区・向新田・新田町全区・上町・新町・元町・中町・西小路 梅ヶ枝町全区・西町・南小路・土橋全区・岡全区・小塩全区 | 1月8日 (金) 1月22日 (金) | 月・木曜日 | 火曜日 |
| 柳町・旭町全区・中原団地・広瀬団地・川端・下川・桜町全区・北小路 三軒屋・落合・文新田全区・いずみ全区・あおば全区・金沢全区・柳沢全区 | 1月11日 (月) 1月25日 (月) | 火・金曜日 | 木曜日 |

※ごみ収集作業中の車両には近付かないでください!

町税等の納付は便利で確実な口座振替をお勧めします。詳しくは住民税務課税務Gへ (TEL 662-2112)